

## 掲載内容変更のご案内

後期高齢者医療制度の暫定的な運用に伴い、本冊子「後期高齢者医療制度で医療を受けます！」の6ページ「保険証の廃止について」に掲載されている内容に変更があります。

令和6年12月2日以降に新たに被保険者になる方や、紛失等による再交付、被保険者情報に変更があった方への対応は以下のとおりとなります。

### 【変更前】

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方へは「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」を交付します。

### 【変更後】

後期高齢者医療制度の暫定的な運用として、令和6年12月2日から令和7年7月までの期間は、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、一律「資格確認書」を交付することとなりました。

※「資格確認書」は被保険者証と同様に医療機関受診の際に使用できます。

資格確認書の詳細は裏面をご確認ください。

## 資格確認書とは？

- 従来の被保険者証の代わりになるもので、医療機関の窓口で提示することで被保険者証と同じように受診できます。
- 被保険者証と同じはがきサイズです。
- 資格確認書は本人の申請によらず交付します。（紛失等により再交付を受ける場合は申請が必要です。）
- 被保険者証廃止後に、従来の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した際は、資格確認書を交付します。

## マイナ保険証も便利です！

医療機関での使い方はコチラ

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

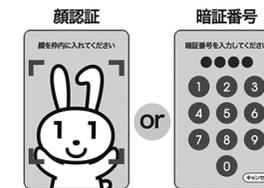
カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！



2

### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。



3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用します

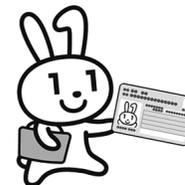
同意しない

同意する

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！